

◇ 西田祐子君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、登壇願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 7番、西田祐子でございます。一般質問を本日最後でございます。よろしく願いいたします。

今回は交通弱者対策と町立病院の方向性2点についてお伺いいたします。交通弱者対策について。交通弱者について日本では2つの意味で使われております。1つ目は自動車中心社会において自家用車もしくは運転免許証を持たない、または持てないために移動が制限されている人、2つ目は交通事故の被害に遭いやすい人に分けられます。国は移動に制約を受けている人を移動制約者としています。また国土交通省は移動制約者の定義と配慮事項として移動という行為は社会資本において最も重要な行為の一つといえると明言しております。今回は移動に制限を受けている人、移動が困難な人の現状と対策について質問させていただきます。

(1)、買い物難民、通院難民という言葉聞くようになり久しいのですが具体的にどのような対策を講じているのか伺います。

(2)、戸田町長は民間経済人出身ですから市場調査、ニーズ調査をしっかりとされて企業経営をされてきたと思います。白老町の交通弱者についてどのような調査を行い現状と課題の把握をされていますか。交通弱者あるいは移動制約者の具体的な定義と人数について伺います。

(3)、町民から元気号バスの運行上の不便など指摘を受けて改善の検討をしていると思いますが元気号バスの利用者数はこの10年間どのように推移しているのか伺います。

(4)、利用者数の減少の原因はどのようなことだと考えているのか伺います。

(5)、移動困難者対策は元気号バスのようなコミュニティバスのほかに検討されている方法があるのか伺います。

(6)、検討されている方法があればそのメリット・デメリットを伺います。①、利用者の利便性、②、まちの財政負担と利用者負担、③、雇用財政の影響。

(7)、低所得な交通弱者への財政的支援を考えているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 交通弱者対策についてのご質問であります。1項目めの買い物難民、通院難民についての具体的な対策についてであります。買い物難民、通院難民といわれる方の対策につきましては元気号の運行や重度障がい者へのタクシー料金補助、人工透析患者の送迎サービスを実施しており、民間事業者が行っているものとして買い物バスや移動販売車の運行のほか宅配サービスの実施、要介護認定者や障がいのある方を対象とした福祉有償運送や通院患者送迎バスの運行などが実施されています。

2項目めの交通弱者の調査と課題、具体的な定義と人数についてであります。交通弱者の多くは高齢者、障がいのある方、子どものほか運転免許持たない方などさまざまに何らかの理由で公共交通機関の利用ができず移動に制約がある方と考えられ対象者把握は困難なため調査は実施していません。

3項目めの元気号の10年間の利用者数の推移についてであります。10年間の利用者数は平成16年度は約6万4,000人、17年度約6万7,000人、18年度約6万2,000人、19年度から21年度までが約6万1,000人と年間6万人を超えていましたが22年度が約5万3,000人、23年度約4万8,000人、24年度約4万人、25年度約3万2,000人と年々減少しています。

4項目めの利用者数減少の要因についてであります。利用者数減少の要因につきましては具体的な内容を捉えていませんが高齢化率の上昇、路線や時間帯の不便さ、いきいき4・6の入浴料金やバス利用料金の値上げなどさまざまな要因が考えられます。

5項目めの元気号の中で検討されている方法と6項目めのそのメリット・デメリットについては関連がありますので一括してお答えいたします。運送手段には大きく無償運送と有償運送があり無償運送を行う場合で町が行う場合は利用者にとってメリットが大きく負担は町が全額になります。また町民の間で無償ボランティアとして行えば町の負担は生じません。有償運送を行う場合は道路運送法における登録または許可を要します。元気号の運行形態は一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に当たり現在は事業者に対して赤字分を町が補助しており利用者は乗降場所と時間を合わせなければなりません。そのほかの形態としては区域運行の典型例であるデマンド交通があり検討対象となりますが、利用者の利便性は高まりますが事業者の確保が困難であることや運行経費の増大になります。さらに有償運送には自家用有償旅客運送がありそれは市町村運営有償運送や福祉有償運送、過疎地有償運送が分類されております。自家用有償旅客運送については利用者にとって自由度が高いことから利便性が高くなりますが、バスやタクシー事業者による補完サービスとしての位置づけから調整を要し登録許可が必要となります。民間事業者が行えば町の負担は抑制されることとなります。以上のようにさまざまな手法の情報収集や法改正等の把握は行っておりますが現時点においては元気号の改正以外の対策を具体的には進めておりません。

7項目めの低所得な交通弱者への財政的支援についてであります。現在運行している元気号は検討の結果によって一律100円の有料化を図ったところであり現時点では低所得な交通弱者に対する財政的支援については考えておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今ほど町長のほうから答弁いただきましたけれども1項目めに関しましては大体そうだと思っております。特に腎臓機能とか重度心身障がい者タクシー料金扶助とか、そのほかにもここには書いていませんけど福祉有償による運送とか町としてはさまざまな対策をされているかと。その中から今後白老町がやらなければいけない買い物弱者とか通院弱者に対する対策について議論させていただきたいと思えます。

まず前回もそうですけれども今回もそうなのですけど移動困難者のアンケート調査について対象の把握が困難なため実施していませんとこのように答弁していらっしゃいます。それでは元気号バスを利用している方々がどこの地域にどのくらいの人数がいるのか把握せずどこを走らせようとしていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 元気号の関係でございますがどこにどのくらいの人数がいて、

どういう形で走らせているかということでもあります。実際にどの地域に移動困難者と思われる方がどれだけいるのかというのは先ほどの答弁のとおり実態数というのは把握しておりません。昨年6月の改正前に行っておりました元気号の路線等におきまして、その路線ごとのバスの利用者数等を把握した上で協議会のほうでアンケート調査を行った結果等を参考に路線の選定を行い路線を決定し運行をしている状況であります。ですから実際に運行を昨年の6月に改正いたしました町民の皆様の方からいろいろな苦情及び要望等が寄せられた中で、それを参考に現在改正に向けて協議を進めている段階でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 利用者数の減少もはっきりとした原因は押さえていません、押さえることはできませんとも答えていらっしゃいます。移動困難者の方々が何に困っているのか、何を必要としているのか把握できていません。それで今元気号バスの運行見直しをしますという答弁でしたけれどもニーズに答えることができるのでしょうか。先ほどもいいましたけれども元気号バスを利用している方々がどこの地域にどのくらいの人数がいるのか、そして何を必要として何に困っているのかそれは把握するということが私は必要だと思うので何度もいっていますけれどもなぜできないのかということなんです。私はいろいろな高齢者の方々のところに行かせていただくんですけど、以前はバスに乗っていたけどもうバス停まで歩いて行けなくなりました、今は乗っていないというような声も聞いております。実際にそのような事実を把握していらっしゃるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際に今議員からお話あったように以前は乗っていた、改正あるなし別にして近くのバス停までなかなか行くことが難しくなったために元気号を利用できなくなったというお話は私も聞いております。またいろいろな面で以前は乗っていたけれども料金の問題等についてのご意見もございました。各地区ごとの人数を把握する必要があるということで議員からお話ありました。確かにその地区、地区で元気号を利用したくてもできない方、また他の利用できるものがなかなか利用できない方、そういう移動困難者といわれる方々の人数等の把握というのは必要かと思いますが、今答弁ありましたとおりどういう方向で把握することができるのかというのが私どももいろいろ考えた中で一番いいのは町内全軒に調査をお願いするというのも必要だとは思いますが、以前町民の意識調査をやった中でもアンケートの結果として答えていただいた方については元気号を利用していないという方の回答がほとんどだったものですから、それで全軒調査した場合においてどのくらいの回答が来るかというのちょっと私どもも懸念した部分もあって実際にやっていないというところが実態としてあります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それではちょっと違う視点でご質問させていただきます。今ほど全軒調査がどうのこうのといいましたけれども、全軒調査をするという前提ばかりが調査ではないと思うのです。やはりいろいろな調査の仕方があるのではないかと思います。まず前段としてお伺いします。高齢の方々、移動制約者が介護度でいったら要支援、要介護どの程度の方だと理解し

ていらっしゃるでしょうか。また考えていらっしゃいますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 高齢者の中で移動困難者と思われる方につきましては介護の認定の度合いからいけば軽度の方というのは何らかの方法で行くことができる方も多々いらっしゃると思います。ただやはりどうしても不自由な部分で特に歩く方法とかそういうことで軽度であっても支障をきたす方というのも当然いらっしゃると思います。また介護度が重度になればなるほどそういう形での移動に制約のある方が多くなるというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） すみません、私一番最初に聞いていますよね。交通弱者の方々の移動制約者この方々の定義についても私聞いていますよね。ここでは1回目の答弁で答えいただけませんでしたけれども、高齢者の方々の移動制約者は介護度でいったら要支援、要介護どの程度と想像していらっしゃいますかと私聞きましたけれども、交通弱者の方々、移動制約者の方々の移動制約者の定義というものは国土交通省とか厚労省とかそういう国のほうで一定の見解を示されております。というのは特に災害時の避難するための要援護者そういう方々のことも想定されまして、大体移動困難者といわれる方々は要介護3以上です。移動制約者といわれる方は要支援、要介護つまり移動困難者要介護3以上のようなそちらの方は重たい。そうではなくて軽い方々のことを移動制約者と定義しております。ですからまずそういうようなことを調べていただいて、そして実際に白老町で介護認定の要介護要支援者のうち在宅の方が何名いらっしゃるのか、また何世帯あるのか、その世帯のうち自家用自動車がない世帯は何世帯なのか。まずそこを調べられることが大事ではないかと思えます。サンプリング調査といたしまして、福祉課に職員が何人いらっしゃるかわかりませんが、もし一日に1人で5人電話をかけて確認するというのもできるのではないのでしょうか。例えば障がいのある方、この方々は障害手帳の発行数わかります。また障がいの種類もわかっていらっしゃいますから手に障がいを持っている方とかそういう方々は移動制約者にはならないのです。それ以外の方々が移動制約者になるわけですからそういう方々の世帯数もわかると思えます。そういう介護認定を受けている方々、また在宅で障がいを持って住んでいらっしゃる方々、その方々の中で自動車があるのかないのかまずそういうことを聞いて、買い物に困っているのか困っていないのか、通院はどうされているのか何日か職員でやられたらできるのではないかと思うのですけれどもいかがなものでしょうか。それでもなおかつ調査することは非常に難しいのでしょうか。もちろんこれで全部が全部高齢者の方々を把握することができません。でも少なくともできるのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員からお話のありました避難時において困難者、要介護3以上という定義もございます。それより程度の軽い方という形での移動制約者という形で分けられるかと思えます。今議員のほうでご提言ありましたような形の要介護認定者及び障がい者、その中で在宅の方の中で今自家用車を持っているとか移動にどのような制約があるとか、それには通院とか買い物も含めてという形でのお話でした。全軒は多分かなり難しい部分は出てくると思えます。その中でも今いわれたサンプリングというのは職員の中でいろいろと作業をする中で

やる方法というのは考えればできる部分もございます。ですから答弁の中で実施していないという形でお答えしていたのは事実でございますが、今後今いったような議員からのご提言があった部分そういう形で要は枠の中でのどのぐらいの人数とかそういう形での把握はある程度できてくるかと思っておりますので、そういうものを参考に町内全体の割合とそういうような形での集計等ができるというふうに認識しましたので、今後課の中でいろいろな検討をさせていただいて実施の方向で進めたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子。

〔7番 西田祐子議員君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひ実施していただきたいと思っております。これからどんどん高齢社会を迎えていく中で特に後期高齢者の方々もふえてまいります。やはり今押さえておくことによって今後どういうニーズが必要になってくるのかということも多分そこから見えてくるのではないかと思いますのでその辺ぜひよろしく願いいたします。

次のところにかかせていただきます。町民から元気号バスの運行上の不便なことを指摘受けてということで10年間どのように推移しているかということをお伺いしました。平成16年に6万4,000人いらっしゃった方が25年では3万2,000人、約半分に減っております。過去10年間のまちの負担額、推移はどのようになっているでしょうかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 正確な数字は今持ち合わせておりませんが大まかな数字で答弁させていただきます。平成16年から大体毎年2,000万円から3,000万円程度の経費がかかります。その中で昨年5月までは一部のみ有料という形で料金収入は毎年何十万円程度という形になりますのでほとんどが町の財源でやっておりました。以前は社会福祉基金を活用いたしまして財源に充てておりましたが昨年度につきましては国の補助金を活用いたしまして、25年度につきましては一般財源の持ち出しが約1,700万円程度だったと記憶しております。それ以前につきましては大体先ほどいいました金額で推移してきていると思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 人数は減っているけれどもかかる経費は大して変わらないと非常に効率が悪い状態に今なっているかと思っております。それでなおかつ利用者の方々から使いづらい、なかなか使えないというふうになってきたときに一体どのような形でこの問題を解決していけばいいのかと私自身考えております。ただお年寄りのところに行くとバス停まで行けなくなった、そしてお父さんが車に乗るのをもうやめたそのような声が多くなっています。そういう中で移動制約者の多くは高齢の方だと思っておりますが、元気号バスのことに対しまして高齢者担当課はどのようにお考えなのでしょうか。その辺をお伺いいたします。元気号バスということだけではなくて高齢者担当課のほうではこういうような状況、生活の不自由さについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時34分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかの質問をお願いします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次の質問にいきます。コミュニティバスのほかに検討されている方法があるのかということについてお伺いいたします。確か平成6年でしたでしょうか元気号バスが運行されて以降介護タクシー、福祉有償運送が開始されたと思います。サービスの開始以後この10年間介護タクシーの利用人員、福祉有償運送の利用人員をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず数字的には介護タクシーにつきましては民間の事業なものですから当方では人数は押さえておりません。福祉有償人員でございますがこの10年ということなのですがその数字につきましては24年と25年の数字は今持ち合わせてありますが、それ以前の数字は今持ち合わせておりませんので24年と25年の人数をご答弁申し上げたいと思います。平成24年度ですが福祉有償運送の実績といたしましては福祉有償の事業を行っている事業者が4事業所ございます。輸送回数につきましては年間1万1,136回。続きまして25年度ですが事業者といたしましては1事業者がふえまして5事業者で延べ回数が1万1,763回という形になっております。各事業所的なものにつきましては一番新しい事業所は全て増加いたしました。ほかの以前からの事業者につきましては前年実績を下回っているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今ほど24年と25年の福祉有償運送についての数字を教えてくださいましたのですけれども、ニーズは新しいところはふえているけどほかのところは減っている状況にあると。これについての理由はどのようなことでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 1事業者が新設になったということで24年は実績なかったものですからそれが全て増加という形でご答弁を差し上げた次第でございます。残りの4事業者につきましては主に町外への通院に要する送迎の減少これが一番の要因と、あと法律の改正によりまして障がい者等のサービス報酬の改定等に伴いまして送迎加算が単価保障されたことによつて、福祉有償のほうで利用していたものが障がい者のサービスのほうで加算がとれるということになったのでそういうものが減少の要因となっております。ですから以前は個人で払っていたものが障がい者のサービス報酬を利用している場合においてはそちらのほうで報酬を事業者がもらえるということに改正になりましたのでその分回数が減ったという形になっていると思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 全体の数字としましては余り減っていないということになってくるかと思うのです。先ほど私10年前のバスの運行の人数を聞いて昨年度の半分といたしましたけど、やはりここに福祉有償運送の方々が参入されたことによりまして、最初元気号バスが運行された

ころには確かにそれで全て網羅されていたと思うのです。病院に行くにも何をするにも。でも実際に高齢化が進んできて福祉有償とか介護タクシーとかそういうさまざまなものができてきてこちらのほうにも随分人が流れていっているのかと私はそう感じております。一概にただ単にバスのダイヤ改正だけの問題ではないような気がしております。ですから移動制約者といわれる方もバス停まで行ける人、そしてバス停まで行けない人の2つに大きく分かれるのかと。バス停まで行ける方々はまだ元気号バスに乗って病院なり買い物なりに行っていると。でもバス停までも行けない人たちは介護タクシーとか福祉有償運送そういうものをお願いするようになってきているのではないかと私は思っています。そこでドア・ツー・ドアのサービスが必要となってくるのではないかと。介護タクシー、福祉有償運送の需要が高まっているのではないかと私は推測しております。元気号バスの運営改善を考えるとドア・ツー・ドアと密接な関係があると思います。元気号バスや福祉有償運送、介護タクシーの運送実績をもとにサービスの一体化を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今の議員のご質問でございます。確かにバス停に行けなくなった方、元気号バスを利用できなくなった方が自分のご自宅の前まで来られる介護タクシー、福祉有償等を利用されるということはあるというふうに思っております。元気号につきましても鉄北地区につきましてもバス停以外のところでも乗ったり降りたりすることは自由になっておりますので、ただそれが路線上のところなのでご自宅から路線までの道路まで行けないという方も多々いらっしゃる場合も当然考えられるわけで、その辺については今の元気号がご自宅まで行くというのは当然難しい話だと思います。そういう中で介護タクシー、福祉有償等の利用をさせていただくということはやはり個人で考えると個人負担というのが非常に大きい部分が出てくるかと思えます。サービスを一体化して考えるべきということでございますが、やはり元気号については路線的なものがある、それと介護タクシーとの一体化というのはなかなか難しい部分というのは考えられます。やはり元気号の今抱えている問題点、それを少しでも解消して少しでも利用ができるような形で改善していく方法を今いろいろな中で協議をしていきたいと思えます。そのほかに介護タクシー等の利用をやっていただいて町民がいろいろな場所に行けるような形をとれば一番いいかと思えますが、やはり問題点となるのは個人負担の問題が出るかというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 個人負担のことにつきましては最後のところでもう一度お話ししたいと思えますので、その前に私は何度もこの問題元気号バスのことについてはもう皆さん耳にタコがよるくらい質問しているのでわかっていらっしゃると思えますけれども、これはドア・ツー・ドアのサービスとそうではサービスに分けられるということを先ほど皆さんにお伝えしたつもりです。私はむしろ循環型バスの時代ではなく新たな形の運行方法、特にドア・ツー・ドアのサービスは現在介護タクシー、福祉有償運送、そしてそのほかにはデマンド交通、過疎地輸送、一般のタクシー会社そういうものがやっているわけです。こういうような民間の事業を実際に担っている方々があるのだから、実際にやっている企業さんとかNPO法人とかにだったらこういうこ

とはできませんかといっって具体的にご相談したことはあるのでしょうか。難しいといわないでまずは聞いたことはあるのでしょうか。その辺をお伺いしてみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 公共交通全般の担当ということでお答えします。町長の答弁にもございましたが現在のところ元気号の改正ということを具体的に進めておりまして、そのほかのさまざまな手法の導入に当たっての具体的な進め取り組みは現在ところはしておりませんので今ご質問のあったことについてはまだ着手しておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） ここで町長にお伺いしたいのですけれども、今ほどまだできる状況ではないような旨の答弁をいただきましたけれども、町長はことし3月にもいっていますけれども町民と行政による協働のまちづくりの深化を図っていくことが必要だと。1つ目には協働、連携による活力ある産業のまちづくりということを述べていらっしゃいます。私はまさにこれがそうなのではないかと思っているのです。いろいろなものをつくったり売ったりすることも大事ですけれども、こういうようなことをまず白老の民間業者でもうやっているところもあるしNPOもあるのです。だったらまずそういうところと一緒に協働、連携するこれをやるのが本当に町長のおっしゃっている、目指している協働のまちづくりではないかと思っているのですけれども民間と協力してやるのがそんなに難しいことなのかと、私はこんなことでいいのかと今ちょっと不満に感じています。町長は来年10月には私もそうなのですけれども任期を終えるわけです。やはりその前に一つ形としてそういう方向性もきちんと掴んでいくことも大事なのではないかと思いますので町長の考え方を伺いたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 民間の活力を活用するということと白老町の財源が今厳しい状況がつかなくなっていきます。西田議員おっしゃるとおりで、先ほど担当課長のほうでもニーズの把握の実施の話もございましたが、10年前からの過去から比べると約利用者が半減しているということの原因の1つに先ほどお話した福祉の有償運送とか介護タクシーとかいろいろ制度が変わったり新しく起業したり、あと買い物についてはスーパーがバスを出す、病院については医療の関係のバスを出す等々の別な足ができていのも事実だと思いますので、その辺と今いっている元気バスとの兼ね合いをきちんとしたニーズ把握の中でどういう形で町が決まっている財源もしくはその財源を膨らませない形で民間の活用をしていくというのは西田議員おっしゃるとおりだと思います。今は先ほど企画課長がおっしゃっていたとおりダイヤの改正で今そちらのほうに集中しておりますので、それとあわせて利用者のニーズの把握で別の方法、手法があるのかというのは考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

[7番 西田祐子君登壇]

○7番（西田祐子君） 町長ぜひ前向きに検討していただければと思います。

それでは先ほどの移動制約者の方についての質問をさせていただきます。話が見えなくて困っていらっしゃるかと思うのですけれども、元気号バスを運行する問題とかいろいろ今まで議論さ



せていただいたのですけれども、やはり乗れなくなった方の多くはほとんど高齢者だろうと。そういう高齢者の方々がたくさんいらっしゃる。ほとんどが高齢者の移動制約者だろうということ。高齢者担当としてはどのようにそこを考えたでしょうか。つまり日常生活の中で移動が制約される、困難である、そういうことに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 元気号の影響は別として実際今先ほど議員がお話していたとおり後期高齢者の方たちがふえているということと単身世帯がふえているということもありまして、運転免許を手放すという方が実際多くなっている中で移動手段としての必要性はあるというふうに押さえております。移動手段の確保というか必要性はあるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ありがとうございます。途中から参加していただいて答弁していただいて感謝しております。

続けさせていただきます。平成26年度の国の関係省庁の買い物弱者対策関連事業がホームページに載っておりました。関係省庁が厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省です。複合型の補助事業はいろいろありますが町としてそれぞれどのように検討されてきましたか。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員もう一度お願いします。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 平成26年度関係省庁の買い物弱者対策関連事業としてホームページに載っておりました。関係省庁は国の厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省です。複合型の補助事業がたくさんありますけれどもまちとしてそれぞれどのように検討されていますか。つまり厚生労働省、国土交通省、産業経済省、農林水産省別々に買い物の弱者対策関連事業として補助金事業がたくさんあるわけなのです。それをそれぞれのところに当然健康福祉課に厚労省のほうからとか国土交通省とか産業経済省、農林水産省から通知来ていると思うのですけれどもそのような補助事業は検討されなかったのでしょうか。それをお伺いしています。

○議長（山本浩平君） 西田議員、ホームページをご覧になったのであれば具体的にこのことでこれはいいと思うけれどもそれに関してどう思いますかとか具体的に質問していただけますか。ホームページでご覧になったものでこの部分はこうだけれども、それについて検討したことございますかとかそのような質問をしていただけますか。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今のご質問の趣旨は買い物弱者対策で各省庁が補助事業を出しているということ。例えば厚労省で出している補助事業については健康福祉課がだとか、経産省が出しているのは産業経済課がどういう対応をしているのかということのご質問だと思いますけれども、総合的には多分企画のほうになるのでしょうかけれども当然各課で関係省庁から出たものは情報として掴んで対策を考えていかなければならないと思いますけれども、ことしについては買い物弱者対策についての具体的な検討は各課においてされていないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私は検討してだめだったのかとちょっと思っていたので想像していたことと違ったものですから申しわけないのですけれども。この事業を平成22年度もっと前からからやっているのです。そして北海道でも、私は昨年度とことしの分しか調べていないのですが、昨年度でしたら33市町村で総額2億680万円、今年度は41市町村で総額2億9,480万円。買い物弱者が増加することによってその問題を解決するために地方自治体に対していろいろな省庁が出している事業でございます。これを大ざっぱにいうと使っていざやると。今年度でいいますと由仁町は地域公共交通デマンドタクシー実証運行として使っています。和寒町は町営予約方式デマンド実証実験運行事業として行っています。白老町はデマンド交通とかいろいろな交通、買い物弱者とか病院とかこのほかにももっといろいろなメニューがたくさんあるわけなのですがそういうものを実際に検討したことがあるのでしょうか。このところばかりではなくてほかでも結構です。こういうような補助事業があるというものに対して担当課としてやられたことはないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 多分今各課でどうされているかというご質問だと思いますけれども、総合的に申しますと町長の答弁にもございましたように補助メニューですとかそういうものの情報収集ですとか運送法の改正がありますので、そういう改正についての情報の把握はされていると思いますけれどもそれについての具体的な対策の検討には至っていないということです。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 私がこのことを取り上げましたのは白老町は財政難でいかに自分たちの町の財政を使わないで国の補助金を使って、そして元気号バスなりデマンドバスなりそういうもの運行する財源を探して使っていこうというそういう考えで質問させていただきました。例えばこれはたまたま満たしていただいたのですけれども産業経済課、社会福祉課、商工観光課いろいろなそれぞれの市町村の担当課が一所懸命知恵を絞って、今は昔と違いまして手挙げ方式というのですか、こういう事業をするから国に補助金くださいというような形で補助金を取っているのです。ですからはっきりいって先に手を挙げて一所懸命努力して補助金申請やったもの勝ちなのです。これをやらないと白老町はいつまでたっても白老町の自主財源だけでバスの運行をしたらいいのか、ダイヤ改正したらいいのかどうしたらいいのか、デマンドもできないどうしようかそういうことばかり繰り返しているのではないかと私はそう思ってこれをお伺いしているのです。こういうことを例えば健康福祉課なり高齢化担当なり産業経済課なりいろいろなところで自分たちでこういうものはどうなのだといって国に補助金を取りに行く体制を持たなければ、企画課だけがこういうものをやりましょうといっても、国のほうがおもしろいな、取ってみようかと思ってくれるかどうかは別の問題だと思うのです。やっぱり現場にいる人間がこれはどうだというようなものを書いてこそ初めて採択されていくのではないかと私はそう思っているのですけれどもその辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問というかご提言といいますかお話がありました。確かに各町でやっている事業といいますか単費で行わなければならない事業あるいは国の補助、道の補助がある事業が当然あります。今いわれたとおりに向こうから下りてくるものを待っているというような姿勢ではなく、国のほうもそうですけれどもこういうメニューがあると、こういうメニューに対して私どもはこういうふうを考えているのでこの補助メニューを使わせてくれといっていかなければなかなか、当然国のほうはみずから白老町どうでしょうかなんて来ませんのでそういうような姿勢の中では補助事業のメニューを見つけて探して事業提案して補助金をいただくと、補助してもらおうというような形ではそういうような姿勢の中では事業を取り組んでいきたいと、今ご指摘のとおりだと思います。ただ今元気号の改正といいますかその部分をやっていますのでなかなか現実的な他の方法を検討してということにはいきませんが、今いわれたような元気号に限らず他の事業、国の事業、道の事業についてもこういうような姿勢で事業の計画を立てていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今副町長が答弁していただきましたけれどもやはり積極的にやっていただきたいと思っております。今ほど私が質問しましたらこの課が責任持ってこの問題を取り上げてやっていくのかこれは大事な問題ではないかと思っております。買い物難民、通院難民の多くは高齢者及び障がい者です。とすれば福祉担当また買い物を考えたときには経済課担当、また町内を活性化するという地域の活性化ということ考えると地域担当職員などが連携していかなければならない。けれども役割分担をそこで明確にして進めなければ解決はできないのではないかと思います。交通弱者対策の部署、担当を明確にした上で連携体制をつくる考えはありませんか。これは先ほども質問しましたけどどこが答えて誰が主体なのだという形になっていますけれども、これはまちづくりの一環として社会的に弱い立場にある交通弱者の問題を考えるのが今後のまちづくりの課題の1つであると国土交通省でこのようなことをホームページで書いておりました。私もそのとおりだと思います。ですからどこか1カ所きちんとしたところが中心となってこの問題を解決していくことがまちづくりをするというふうにつながっていくのではないかと思いますのですけれどもお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 組織全体にかかわる部分ですので。ただ今いわれるように交通弱者対策のための部署とかそういうふうにはなかなかならないだろうというふうに思います。こういうことで交通弱者の問題を整理しましょう、あるいはこういう形の案件を整理しましょうと、そのことは数課にわたりますとか、一面だけではなくて多面に捉えたときに数課にまたがり、あるいは問題を押さえておかないとだめだという案件であれば関係する部署が集まったプロジェクトチームとかそういうような形で対応していきたいというふうに思います。

今具体的に交通弱者の問題も単に高齢だけではなくて買い物の部分もあるでしょうし、今いうように病院の関係もあるでしょうしということであれば、当然福祉バスというか元気号についても補助金の話になれば企画課のほうで担当していますし、実務的には健康福祉課ということをや

っています。質問、質問によって答弁する側があっち行ったりこっち行ったりしていますけれども、その関係する部署の答弁になりますけれども、例えば交通弱者といったときにどういうところの問題点があるのだというのは担当一部署ということではなくて数課にわたるということであればプロジェクトチームをつくって対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは実際にはどこが総責任者なのですか。今までどおり健康福祉課でよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いわゆる元気号の運行については今の体制としては健康福祉課。ただ運行するに当たって運営をどうしましょうかという補助金のことを検討しているのは企画のほうで今やっています。どこに質問していいかは案件によってはあっちが答弁したりこっちが答弁したりという状況があるのですけれども、今の状態の中では運営については健康福祉課、それから運営の大きな財源的なことにつきまして補助金の関係もあって今の時点では企画課というような対応をさせてもらっています。ただ今ご指摘の部分で元気号を取り扱うということで一元化されていないというようなご指摘も従前からいわれていますので、そこら辺についてはこちらのほうで組みかえが適当なのかどうかは従前からちょっと検討しているところなのですけれども、現時点では運営については先ほどいったとおり運営とそれから財源の関係というような形で分けているのが実態でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次に移らせていただきます。元気号バス、デマンド交通、福祉有償とか過疎地有償とかのメリット・デメリットは最初答弁いただきました。そこでお伺いしたいのですけれども、今元気号バスは前回答弁で運転手雇用とか燃料費とか車検、修理などは町外の業者をお願いしている。しかしながら工夫次第では町内の事業者、デマンドバスとか福祉有償とか過疎地有償などに転換することによって経済波及され好影響があると思いますが町内の関係事業者さんとそのようなことをするお考えはありますか。例えば運転者さんの雇用は町内でいかがですか。燃料費購入は白老町の事業者さんをお願いできませんか。車検・修理とかそういうものは町内の事業者さんにしてもらえませんか。そのようなことを実際に相談して白老町で来年度予算からでも少しでも白老町にお金を落としてもらおうとそのような取り組みをされるお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 西田議員、今現在委託されている委託先に対してということでもよろしいですか。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 元気号の関係でございます。実際事業をやっている事業者に対しまして運転者の雇用、それと燃料費、車検等を白老町内事業者さんでできないかということでございます。運転者のほうの関係でございますが白老町の町民の方を雇用するということは事業者のほうでもいろいろ検討はされておりますがなかなか運転者の募集がないというのも聞いて

おります。必ず登別にある営業所のほうで運転前のいろいろな点呼等そういうものをやってこちらのほうに来るといふことでそういう面での問題もあるということも聞いております。また燃料費につきましても事業者のほうで一括購入した形をとって営業所のほうで給油しているということもございまして難しい部分というのは多々あると思います。ただそれはできるかできないかということになりますと町の判断ではなかなか難しい部分はございます。その中で事業者のほうにこういう形で要望という形で話をすることは問題ないと思いますので、今後いろいろ協議の中で今いわれたような内容を事業者のほうに伝えて検討していただきたいというふうに伝えたいと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次の低所得者な交通弱者への財政支援についてということで、なかなか財政が大変なので現時点では低所得者への財政支援について考えておりませんというようなお返事いただいたのですけれども、先ほども申しましたけれども補助事業をしっかり獲得し町税から出すのではなくてそのような努力をした中で生活保護の方、非課税世帯の方だけでも扶助するようお考えがないかということをお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 低所得な交通弱者への財政支援についてでございますが、現在の元気号につきましては昨年の改正で一律100円にしたところで現在のところは考えはないという回答だったのですが、今後公共交通を考える上で検討また新たな検討に入りましたらそういうような観点の検討は当然入ってくると思います。例えばデマンドバスをやるにしても500円かかりますというような形態をとった場合にはどのような料金形態にするのかという検討はしていくと思われまますので今後の課題だというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 元気号バスのことについてはこれで最後にしたいと思います。障がい者タクシー利用制度のことを先ほど伺いましたけれども、この障がい者タクシー利用支援というのは距離によっては福祉有償運送のほうが安くなる、負担が少ないということがあると思います。例えば重度心身障がい者料金の扶助は1回確かタクシーは550円で例えば福祉有償運送の場合はタクシーの約2分の1程度の料金です。具体的にいいますと社台駅あたりから役場に来た場合タクシーだと約1,700円くらいだと思います。タクシー料金扶助550円を引きますと持ち出しは約1,150円になります。福祉有償運送は1キロメートル100円ですからおおむね6キロ前後で600円から700円かかります。利用者負担が軽減されるという観点です。これでしたら持ち出しがどちらが安いのかといったらタクシーではなくて福祉有償のほうが安い。ですから使い方によってはへたすると持ち出し分がふえてしまう。反対に福祉有償を使ったほうが安くなる。また使い方によってはタクシーのほうがずっといい。いろいろな形があります。そういう観点で利用者負担が軽減され、また便利に使えるという観点から福祉有償運送事業者4社もタクシー料金扶助を使えるように検討してはいかがでしょうか。これで最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 障がい者の助成券を福祉有償運送に使ったらどうかというご質問でよろしいですか。現在障がい者にタクシー助成券を渡していますけれどもそれは介護タクシーにも使っていると思います。今いわれたように福祉有償運送にも使えるようにというのは検討していきたいと思います。

考え方なのですがけれども地域公共交通のいろいろな手法の中でタクシーとの比較は当然出るのでありますが、路線バスとかタクシーというのは既存の事業者としてありますのでその事業者を補完するサービスとして福祉とかそういうものの形でやられているので2分の1とか安価にはなっているのですが、あくまでも従前からの公共交通を担っているバスとかタクシー事業者の関係の中で考えていくことが必要だと思っております。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今回の答弁に重複するかと思いますが福祉有償のやっている事業者さんに対して重度心身障がい者の利用しているタクシー券を使えないかということだと思います。今企画課長ほうで検討していくというご答弁申し上げました。私のほうもちょっと記憶が定かではない中にご答弁差し上げるわけなのですが、タクシー料金に関しては介護タクシーを含むタクシー料金の基本料金を補助するという事で定めておりますので、それが福祉有償の事業者さんへの利用も可能ということになるといろいろな法律的な制約等があるやと思います。その辺がクリアできるようなこともやはり検討事項の中に入ってくるかと思えます。検討の中で法律そういうものでクリアできるものがあるのであればということになるかと思えますので今一度この辺につきましては慎重に検討していく必要があるかと思っております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。

休 憩 午後 3時17分

---

再 開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは2項目めの町立病院の方向性についてお伺いいたします。1、病院改築の進捗状況と見通しについて伺います。2、外来・入院患者の現状と決算見込みについて伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町立病院の方向性についてのご質問であります。1項目めの病院改築の進捗状況と見通しについてであります。町立病院改築基本方針の策定に当たっては本年10月に病院医療従事者を中心とした専門部会を立ち上げ各部門の課題や医療方針、さらには新病院の施設規模、診療科目の新設などの検討に着手したところであります。

また改築事業費については財源の確保など財政健全化プランとの整合性を十分に図りながら方針をまとめる考えにあります。したがって見通しについては現段階において基本方針をお示しする状況にありませんが財政健全化プランの見直し時に一定の方向性をまとめたと考えております。

す。

2項目めの外来・入院患者状況と決算見込みについてであります。平成26年11月末における町立病院の患者数実績ですが外来が年延べ患者数2万54人、1日平均患者数121.5人であり前年度同月比較として年延べ患者数291人、1日平均患者数3.2人の増となっております。病院経営改善計画の平成26年度患者数目標値は1日平均患者数125人でありますので3.5人の減となっております。また入院は年延べ患者数7,686人、1日平均患者数31.5人であり前年度同月比較として年延べ患者数1,585人、1日平均患者数6.5人の増となっております。経営改善計画の患者数目標値は1日平均患者数30人でありますので1.5人の増となっております。

次に病院事業会計における本年10月末の収支状況ですが医業収益2億9,361万円に対し医業費用3億9,356万円であり実績赤字額である医業損失額は9,995万円となりましたが前年度同月比較では5,730万円の収支改善が図られている状況にあります。なお現時点において外来患者数は経営改善計画の患者数目標値と比較し微減となっておりますが冬季間における外来患者数が昨年度並みに推移し、医業収益の増収が見込まれる場合は不良債務解消分としての追加繰入金を増額補正することなく経営改善計画に掲げる収支計画目標値を達成できるものと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町立病院の問題なのですけれども昨日同僚議員が質問しましてほとんど私の質問と重なっております。そこで1点だけ伺いたしたいと思います。今ほど答弁いただきましたように町立病院改築案を財政健全化プラン見直しの平成28年度に提出するというようなお考えだということをお伺いしまして、10月に立ち上げた病院部会でしっかりと検討され2020年度の象徴空間国立アイヌ民族博物館の開館時に合わせ改築されるものと考えてよろしいのでしょうか、その方向性に向かっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。この問題につきましては一所懸命努力されていると思いますけれども一つの方向性というのですか、やはりこのところを目指しているというようなものがあるのかないのかその1点をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまの方向性という部分では病院を存続するという政治判断、政策判断と申しましうか方向性は出されました。その上で町長がさきの議会でもはっきりとこの点については次は改築の方向性に向かっていくのだと。そのために早い時期に検討に入るとこういうふうにご答弁申し上げますので方向性についてはその方向で今検討に入っているということでございます。その年度については町長もいつとは申し上げていません。それは我々担当部署と病院もそうなのですがまずは財源の確保をしなければならない。現在健全化プランの中には改築の費用というのは盛り込んでいませんので、それですと28年度の見直しのとときにその財源をどうやって組み込んでいくか、何を優先に事業もしていかなければならないかそういうことも全てトータルで検討していかなければならないという部分がありますから、現状では32年になるのか、健全化プランがもっといい状況で改善されればそれが前倒しになるのかその辺からいつともいつということは今はいえないということなのです。まずは28年の大きな見直しのときにある程度の方向性は見出したいということがただ今の状況であるのご答弁申し上げ

げるといふことではございます。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。